

## 燕市市営駐車場 定期駐車 の 条件

- 1 料金の納入は「納付書」に記載されている納付期限までに必ず納めてください。
- 2 申請車両以外の車は駐車はできません。変更になった場合は車両番号の変更を申し出てください。
- 3 都合により契約期間満了前に解約を希望される場合は、必ず下記まで連絡してください。また、月の途中解約は出来ませんのでご注意ください。
- 4 有効期間が満了したときは必ず定期駐車券を返却してください。
- 5 一時利用で満車になった場合は定期利用契約していても駐車することができません。またその際、料金も返却いたしません。（吉田駅前）
- 6 駐車場内における盗難、破損、自動車相互の接触又は衝突によって生じた損害について、市は賠償の責任は負いません。
- 7 駐車中は、定期駐車券をダッシュボードの上などの見えやすい所に必ず提示してください。（ビジョンよしだ前駐車場・吉田駅裏・分水地区駐車場）
- 8 稲荷神社駐車場は、露天市場出店日の午前7時から午後3時までは使用できません。  
(分水地区駐車場)
- 9 稲荷神社駐車場、分水本町駐車場及び分水新町駐車場は、分水まつり期間中は使用できません。ただし、分水公民館を代替駐車場とします。（分水地区駐車場）
- 10 ビジョンよしだ前駐車場は、周辺施設利用者駐車場と定期利用者駐車場が隣接しております。定期利用者は市営有料駐車場をご利用ください。
- 11 冬期間の除雪については、市の道路一斉除雪後に駐車場内を除雪します。ただし、区画内の除雪は行いません。

<担当> 燕市 市民生活部 生活環境課 交通安全・防犯係

TEL 0256-77-8162